

社会福祉法人宇部市社会福祉協議会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月1日～平成34年3月31日までの3年間

2. 内容

目標：平成34年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間12日以上とする。

〈対策〉

- 平成31年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成32年4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始
- 平成33年4月～ 毎月各課にて取得状況について把握し、管理職は職員へ取得の周知等を行う